

12～2月にかけて、水道管が凍結しやすくなります。水道管が凍結すると、水が出なくなるだけでなく、破裂した場合は修理費用もかかります。

特に、屋外でむき出しになっている蛇口や長期間使用しない水道管は凍結しやすいので、水道管の凍結・破損防止のために、水抜き等の対策を行ってください。



◆凍結防止のために

市販の保温材で水道管を覆ってください。家庭で簡単に取り付け可能です。

◆凍ってしまったら

凍った部分にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。

熱湯をかけると破裂することがあります。

◆水道管が破裂したら

メーターボックスの中にある「元栓」を閉めて、給水指定工事店へ連絡し、修繕の依頼をしてください。

※給水指定工事店以外の修繕工事は、水道料金減免制度の対象外です。

水道料金減免制度

水道の漏水に対する救済措置として、減免制度を設けています。凍結などで漏水を発見した場合は、地域整備課へ申請してください。

対象者

宅地内の配管やバルブなどが不可抗力により破損し、水道が漏水した世帯。

※蛇口パッキンの劣化などで給水用具から発生した漏水は対象外です。

減免の目安

漏水したと思われる水量にかかる料金の半額。

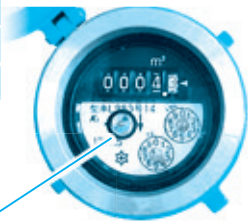
注意事項

- ①修繕工事は、給水指定工事店へ依頼してください。
※自分で工事した場合や給水指定工事店以外の業者で修繕した場合は対象外。
- ②申請書の作成は、給水指定工事店へ依頼してください。
- ③漏水量が少量の場合は、減免の対象にならないことがあります。
- ④修繕工事費用は、自己負担です。
※給水指定工事店が不明な場合は、お問い合わせください。

宅内漏水の確認方法

水道を使用すると、水道メーターのパイロットが回転します。

水道を全て止めても、パイロットが回転していたら、どこかで漏水しています。



パイロット

申請・問い合わせ先 地域整備課 上下水道室 TEL 0859-68-5540

使用期限

令和5年1月31日(火)まで

対象商品

ガソリン、軽油、灯油、タクシー利用

利用店舗

町内の各取扱店

令和4年3月に各世帯に配布した「第3回ガソリン等購入助成券」の使用期限が近づいています。期限を過ぎると利用できませんので、お早目にご利用ください。



問い合わせ先 住民課 TEL 0859-68-5531

第3回ガソリン等
購入助成券の
使用期限の
お知らせ